

令和元年度第 1 回臨時庁議提案 審議・報告・その他
 提 出 日：令和元年 1 月 6 日
 担当部・課：福祉部子ども保育課 [内線 2 5 2 8]

| |
|--|
| ① 件 名 |
| 令和元年台風第 1 9 号に伴う放課後児童クラブ利用者負担金の減免について |
| ② 施策等を必要とする背景及び目的（理由） |
| <p>【背景】 令和元年台風第 1 9 号により、多くの市民が被災し、放課後児童クラブ利用児童世帯への生活支援が必要となっている。</p> <p>【目的】 令和元年台風第 1 9 号により被災した放課後児童クラブ利用児童世帯の経済的負担を軽減するため、利用者負担金の減免を行うもの。</p> |
| ③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性 |
| <p>【根拠法令】 放課後児童クラブ条例 放課後児童クラブ条例施行規則</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 4 章 安心して健やかに暮らせるまち 第 3 章 安心して子どもを生み育てられる支援体制を確立する</p> |
| ④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。） |
| 令和元年 1 0 月 1 2 日 令和元年台風第 1 9 号による大雨等災害 1 5 日～ 被災した県内各市町の対応について調査 |
| ⑤ 主な内容 |
| <p>令和元年台風第 1 9 号により被災した放課後児童クラブ利用児童世帯の経済的負担を軽減するため、利用者負担金を減免する。</p> <p>①減免基準</p> <p>ア 全額減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童又は扶養義務者等の居住する住居が「全壊」、「大規模半壊」の被害を受けたとき <p>イ 半額減免</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 児童又は扶養義務者等の居住する住居が「半壊」の被害を受けたとき <p>②減免期間 令和元年 1 0 月分から令和 2 年 3 月分まで</p> |
| ⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。） |
| <p>【市財政への負担及び財源措置】 利用者負担金減収見込み額 1 0 8 , 0 0 0 円（月額 2,000 円×6 ヶ月×見込み人数 9 人）（一般財源） ※（利用児童数 2,068 人－震災等減免児童数 1,071 人）×台風被災世帯割合 0.9%</p> |
| ⑦ 他の自治体の政策との比較検討 |
| <p>県内市町の減免対応の状況（令和元年 1 0 月現在）</p> <p>減免の実施予定 : 栗原市、東松島市、大崎市 未 定 : 仙台市、角田市 減免の予定なし : 塩釜市、気仙沼市、白石市、名取市、多賀城市、岩沼市、富谷市 対象世帯なし : 女川町 利用者負担なし : 登米市</p> |

| |
|---|
| ⑧ 今後の予定及び施行予定年月日 |
| 令和元年 1 1 月 令和元年台風第 1 9 号に伴う放課後児童クラブ負担金の免除に関する要綱の制定 (施行予定年月日：決裁の日、令和元年 1 0 月分利用者負担金から適用。) |
| ⑨ その他 |
| 周知方法 市ホームページへ掲載するほか、該当者へ文書により通知する。 |